

【具体例】併給調整による第一種奨学金の振込み <給付奨学生に採用>

1 遡及して併給調整される場合

「振込済額」と「併給調整後の貸与月額」で調整された金額が振り込まれる

1-(1) 【給付奨学生に採用】精算可能 ⇒ 遡及して併給調整

【例】私立大学・自宅通学・給付奨学金が7月採用・第Ⅳ区分理工農

月	併給調整前②		併給調整後		実際の振込額	
	月額	累加額	月額	累加額	月額	累加額
4月	54,000	54,000	34,500	34,500	54,000	54,000
5月	54,000	108,000	34,500	69,000	54,000	108,000
6月	54,000	162,000	34,500	103,500	54,000	162,000
7月	-	-	34,500	138,000	③ 10,500	172,500 ← ①給付採用・併給調整
8月	-	-	34,500	172,500	④ 0	172,500
9月	-	-	34,500	207,000	⑤ 34,500	207,000

- ① 7月採用で給付奨学生となったため、第一種奨学金が併給調整される。
- ② 併給調整により、貸与月額が54,000円から直近下位の月額34,500円に変更。
- ③ 累加額を併給調整後の月額の倍数にするため、7月に10,500円を振り込む。
(累加額172,500円は併給調整後の月額34,500円の5か月分)
- ④ 7月時点で「172,500円振込済＝8月分まで振込済」のため、8月の振込額は「0円」。
- ⑤ 9月から併給調整後の月額34,500円を振り込む。

2 遡及せずに併給調整される場合

発生月から併給調整され併給調整後の月額が振り込まれる

2-(1) 【給付奨学生に採用】精算不可 ⇒ 採用月から併給調整

【例】私立大学・自宅通学・給付奨学金が7月採用・第Ⅲ区分

月	併給調整前④		併給調整後		実際の振込額	
	月額	累加額	月額	累加額	月額	累加額
4月	54,000	54,000	④ 21,700	21,700	54,000	54,000
5月	54,000	108,000	④ 21,700	43,400	54,000	108,000
6月	54,000	162,000	④ 21,700	65,100	54,000	② 162,000 ← ②精算不可
7月	-	-	④ 21,700	86,800	③ -	162,000 ← ①給付採用・併給調整(保留)
8月	-	-	21,700	108,500	⑤ 43,400	205,400
9月	-	-	21,700	② 130,200	⑥ 21,700	227,100

- ① 7月採用で給付奨学生となったため、第一種奨学金が併給調整される。
- ② 6月までの累加額162,000円が、併給調整後の9月までの累加額130,200円より大きくなるため、支援区分が決定している9月までに精算不可。
- ※ 4月～6月分の振込超過金(96,900円)は、貸与終了後の返還金として取り扱う。
- ③ 4月に遡及して併給調整ができず保留となる。7月の振込はなし。
- ④ 採用月の7月分から併給調整をし、7月分から自宅月額21,700円に変更。
(4月～6月分は併給調整後の月額21,700円にはならず、54,000円のままとなる。)
- ⑤ 8月に、43,400円(＝併給調整後の月額21,700円×2か月(7月分と8月分))を振り込む。
- ⑥ 9月から併給調整後の月額21,700円を振り込む。

【具体例】併給調整による第一種奨学金の振込み <給付奨学金の自宅外月額が承認>

1 遡及して併給調整される場合

「振込済額」と「併給調整後の貸与月額」で調整された金額が振り込まれる

1 - (2) 【自宅外月額が承認】精算可能 ⇒ 遡及して併給調整

【例】国公立大学・採用時に併給調整済

・ 7月反映で4月分から自宅外月額承認・第Ⅲ区分

月	自宅月額 ②		自宅外月額		実際の振込額	
	月額	累加額	月額	累加額	月額	累加額
4月	20,300	20,300	13,800	13,800	20,300	20,300
5月	20,300	40,600	13,800	27,600	20,300	40,600
6月	20,300	60,900	13,800	41,400	20,300	60,900
7月	-	-	13,800	55,200	③ 8,100	69,000 ← ①自宅外月額承認
8月	-	-	13,800	69,000	④ 0	69,000
9月	-	-	13,800	82,800	⑤ 13,800	82,800

① 7月反映で給付奨学金の自宅外月額が承認されたため、月額が変更される。

② 4月に遡及して自宅外月額が承認され、
貸与月額が20,300円から13,800円に変更。

③ 累加額を自宅外月額の倍数にするため、7月に8,100円を振り込む。
(累加額69,000円は自宅外月額13,800円の5か月分)

④ 7月時点で「69,000円振込済＝8月分まで振込済」のため、
8月の振込額は「0円」。

⑤ 9月から自宅外月額13,800円を振り込む。

2 遡及せずに併給調整される場合

発生月から併給調整され併給調整後の月額が振り込まれる

2 - (2) 【自宅外月額が承認】精算不可 ⇒ 承認月から併給調整

【例】国公立大学・採用時に併給調整済

・ 9月反映で4月分から自宅外月額承認・第Ⅲ区分

月	自宅月額 ②		自宅外月額		実際の振込額	
	月額	累加額	月額	累加額	月額	累加額
4月	20,300	20,300	③ 13,800	13,800	20,300	20,300
5月	20,300	40,600	③ 13,800	27,600	20,300	40,600
6月	20,300	60,900	③ 13,800	41,400	20,300	60,900
7月	20,300	81,200	③ 13,800	55,200	20,300	81,200
8月	20,300	101,500	③ 13,800	69,000	20,300	② 101,500 ← ②精算不可
9月	-	-	13,800	② 82,800	④ 13,800	115,300 ← ①自宅外月額承認

① 9月反映で給付奨学金の自宅外月額が承認されたため、月額が変更される。

② 8月までの累加額101,500円が、自宅外月額の9月までの累加額82,800円より
大きくなるため、支援区分が決定している9月までに精算不可。

※ 4月～8月分の振込超過金(32,500円)は、貸与終了後の返還金として取り扱う。

③ 自宅外月額承認月の9月分から併給調整をし、9月分から貸与月額13,800円に変更。
(4月～8月分は自宅外月額13,800円にはならず、20,300円のままとする。)

④ 9月から自宅外月額13,800円を振り込む。